

第3 市 町 村 税 関 係

市 町 村 税 の 概 況

市町村税の概況は、「平成20年度地方財政状況調査」、「平成21年度市町村税の課税状況等の調」及び「平成21年度固定資産の価格等の概要調書等報告書」等の資料に基づいてとりまとめた。

一 平成20年度決算状況

- 1 市町村税は、国民健康保険税を除く収入総額が 3,154 億1千6百万円で、前年度の収入総額と比べて 13 億8千6百万円減、99.6%となった。これは、純固定資産税が前年度比 32 億6百万円、2.3%の増、市町村民税個人所得割が前年度比 25 億 6 千 8 百万円、2.6%の増となったものの、市町村民税法人税割が景気後退の影響を受け前年度比 66 億 1 千 3 百万円、23.2%の減と大きく落ち込んだことが主な要因となっている。
- 2 徴収率は、調定総額 3,425 億 8 千 6 百万円に対し 92.1%であり、前年度に比べ 0.2 ポイント下落した。これは個人住民税において税源移譲の影響により徴収率の低い滞納繰越分が増加したこと、徴収率の高い法人住民税が景気後退の影響により減収となったことが主な要因となっている。
主な税目別に見ると、市町村民税所得割及び同法人税割が 0.4 ポイント下落、軽自動車税が 0.1 ポイント下落、固定資産税及び都市計画税が 0.2 ポイント上昇となっている。(1 財政概要編 第2決算関係 2 平成20年度普通会計決算状況(市町村)参照)
- 3 標準税率超過収入額は 33 億 5 千万円であり、このうち市町村民税法人税割に係る分は、23 億 8 千 1 百万円で、全体に占める割合は前年度に比べ 4.8 ポイント下落し 71.1%となっている。
- 4 税収入総額に対する税目別の構成比は、第1表のとおりである。固定資産税が 46.4%、市町村民税が 43.0%で、両税を合わせると全体の 89.4%を占めている。次いで、都市計画税 4.3%、市町村たばこ税 3.8%、軽自動車税 1.5%となっている。

二 平成21年度の課税状況

- 1 市町村税の税率の採用状況は、第3表及び第5表のとおりである。

超過課税実施団体は、市町村民税法人均等割 14、同法人税割 41、固定資産税 11 となっている（法人均等割、法人税割は不均一課税団体を含む）。

- 2 個人市町村民税の課税状況は、第4表及び第6表のとおりである。

納税義務者総数は、1,099,684 人であり、前年度に比べ 10,531 人、0.9%減少している。

納税義務者のうち給与所得者は 819,914 人と前年度に比べ 3,265 人、0.4%減少しているが、全体の 74.6%を占めている。

また、納税義務者の県人口（平成 20 年度末住民基本台帳人口）に対する割合は 50.7%である。

所得割の納税義務者は、958,946 人であり前年度に比べ 10,283 人、1.1%減少し、総所得金額等は 2 兆 8,155 億円で前年度に比べ 724 億 3 千 4 百万円、2.5%減少している。

所得控除額は 1 兆 885 億円と前年度に比べ 70 億 9 千 2 百万円、0.6%減少し、税額控除額等は住宅借入金等特別控除額の減少等により 32 億 4 千 9 百万円と前年度に比べ 2 億 3 千 5 百万円、6.7%減少している。

これらの結果、所得割額は 989 億 2 千 2 百万円と前年度に比べ 30 億 9 千 5 百万円、3.0%減少している。

- 3 固定資産の価格等の推移及び固定資産税の課税状況は第 7 表から第 10 表のとおりである。

全県の土地の評価総地積は、平成 21 年 1 月 1 日現在 47 億 4,725 万㎡で、前年度に比べ 27 万㎡増加した。決定価格は、評価替え及び地価下落を反映した宅地の下落修正を行った結果、全体で 8 兆 6,898 億 8 千 3 百万円で、前年度に比べ 1,915 億 8 千 4 百万円、2.2%減少した。また、課税標準額（法定免税点以上のもの。以下同じ。）は、3 兆 5,001 億 8 千 8 百万円で、前年度に比べ 395 億 5 千万円、1.1%の減少となった（概要調書ベース）。

次に、平成 21 年 1 月 1 日現在の全県の家屋の床面積は 1 億 8,436 万㎡で、前年度に比べ 111 万㎡、0.6%増加した。課税標準額は、4 兆 5,899 億 7 千 7 百万円で、新增築家屋の価格が加算されたものの既存家屋の評価替えに伴う経年減価を反映し、前年度に比べ 1,775 億 7 百万円、3.7%減少した（概要調書ベース）。

また、平成 21 年 1 月 1 日現在の全県の償却資産の課税標準額は 2 兆 2,647 億円（県課税分を含む。）で、前年度に比べ 615 億 8 千 4 百万円、2.6%減少した。価格等の決定者別に前年度と比較すると、市町村長決定分が 2.8%の減少、知事決定分が 5.5%の減少、総務大臣決定分が 2.4%の減少となっている（概要調書ベース）。

三 税制改正の概要

平成21年度の市町村税に係る税制改正では、市町村をとりまく社会情勢等にかんがみ、個人住民税における住宅ローン控除の創設、法人住民税の税率軽減、固定資産税における負担調整措置の継続等が行われた。

1 住宅ローン減税の創設(個人住民税)

- ・ 所得税の住宅ローン減税の適用期限(H20.12.31)を5年間延長及び制度の拡充
- ・ 個人住民税からの住宅ローン控除の創設

所得税 < 拡充 >						住民税(個人) < 創設 >	
・対象者 平成21～25年までの入居者 ・控除期間 10年 ・最大控除税額 一般住宅500万円 長期優良住宅600万円 ・住宅借入金年末残高の限度額、控除率 (一般住宅)						・所得税から控除しきれなかった残額は、翌年度の個人住民税から所得税における税額控除額と同額(最高9.75万円)を限度に控除 ・平成22年度以降の個人住民税から適用 ・市町村への申告は不要 ・減収分は全額国費で補てん	
居住年	H21	H22	H23	H24	H25		
残高限度額	5000万		4000万	3000万	2000万		
控除率	1.0%						
最大控除税額	500万		400万	300万	200万		
(長期優良住宅)							
居住年	H21	H22	H23	H24	H25		
残高限度額	5000万			4000万	3000万		
控除率	1.2%			1.0%			
最大控除税額	600万			400万	300万		

2 長期譲渡所得の特別控除制度の創設(個人住民税、法人住民税)

	所得税	住民税(個人・法人)
適用期間	平成21～22年中に取得した土地等	
内容	適用期間中に取得した土地等を5年を超えて所有した後に譲渡した場合、譲渡所得金額から1,000万円を特別控除	

3 中小企業に対する軽減税率の時限的引下げ(法人住民税)

	法人税	住民税(法人)
適用期間	H21.4.1～H23.3.31の間に終了する事業年度	
内容	中小法人等の各事業年度の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を引き下げる。(＊基本税率は30%) 22% 18%	法人税額を課税標準として法人住民税(法人税割)額を算出

中小法人等とは、次の法人をいう。

普通法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下又は資本等を有しない法人
 公益法人等 協同組合等 人格のない社団等

4 土地に係る負担調整措置の継続等(固定資産税)

固定資産税													
適用期間	平成 21 ~ 23 年度												
内 容	<p>現行の負担調整措置を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)が一定割合以上の土地については、前年度課税標準額を引下げ又は据置 負担水準が一定割合未満の土地については、前年度課税標準額に評価額の5%を加算 												
	<p>商業地等の場合 [負担水準 = 前年度課税標準額 / 当該年度評価額]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整措置</th> <th>課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%以上</td> <td>引下げ</td> <td>当該年度評価額 × 70%</td> </tr> <tr> <td>60%以上 70%未満</td> <td>据置き</td> <td>前年度課税標準額を据置き</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>引上げ</td> <td>前年度課税標準額 + 当該年度評価額 × 5% * 当該年度評価額の 20%を下限、60%を上限</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 条例減額制度(引下げとなる負担水準 70%を 60%の範囲まで下げられる)も継続</p>	負担水準	負担調整措置	課税標準額	70%以上	引下げ	当該年度評価額 × 70%	60%以上 70%未満	据置き	前年度課税標準額を据置き	60%未満	引上げ	前年度課税標準額 + 当該年度評価額 × 5% * 当該年度評価額の 20%を下限、60%を上限
	負担水準	負担調整措置	課税標準額										
	70%以上	引下げ	当該年度評価額 × 70%										
	60%以上 70%未満	据置き	前年度課税標準額を据置き										
	60%未満	引上げ	前年度課税標準額 + 当該年度評価額 × 5% * 当該年度評価額の 20%を下限、60%を上限										
	<p>住宅用地の場合 [負担水準 = 前年度課税標準額 / (当該年度評価額 × 特例率)] (特例率は小規模住宅用地: 1/6、一般住宅用地: 1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整措置</th> <th>課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%以上</td> <td>引下げ</td> <td>当該年度評価額 × 特例率</td> </tr> <tr> <td>80%以上 100%未満</td> <td>据置き</td> <td>前年度課税標準額を据置き</td> </tr> <tr> <td>80%未満</td> <td>引上げ</td> <td>前年度課税標準額 + 当該年度評価額 × 特例率 × 5% * 当該年度評価額の 20%を下限、80%を上限</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整措置	課税標準額	100%以上	引下げ	当該年度評価額 × 特例率	80%以上 100%未満	据置き	前年度課税標準額を据置き	80%未満	引上げ	前年度課税標準額 + 当該年度評価額 × 特例率 × 5% * 当該年度評価額の 20%を下限、80%を上限
	負担水準	負担調整措置	課税標準額										
	100%以上	引下げ	当該年度評価額 × 特例率										
	80%以上 100%未満	据置き	前年度課税標準額を据置き										
80%未満	引上げ	前年度課税標準額 + 当該年度評価額 × 特例率 × 5% * 当該年度評価額の 20%を下限、80%を上限											
<p>新たな条例減額制度の創設</p> <p>商業地等及び住宅用地のうち、税負担が大幅に増加する土地について、条例により、税額の上昇を1.1倍までに抑制できる制度を創設</p>													
<p>据置年度(平成 22・23 年度)においても評価額を下落修正できる特例措置を継続</p>													